

- 貝相20年^{国立大} → 今回の株式寄付成功も長年の関係から (寄付者とも受益者とも団体とも)
- 昨年はコロナ緊急支援3度、全員に支給。(申請者全員に100%渡した)
- 奨学金の70%は女性、ロー・スクール初の給付型奨学金 → 今回の寄付も初です。

⇒ なぜ成功? 今日の話しでヒントがあれば+協力関係も築ければ。 街の相場の動き。
 例えば ~~相互交流~~ ~~選挙委員~~ VS 非公開株式の相談があれば協力。 D.A.F.

おめでとクニゴイいます。
 ツイてる。



- メールアドレス
感想、苦言ありがとうございます。
最新版を送る。

(場が温たら)

✕ キラ・コンテンツ、「幸福の青い鳥」、「ブラック・スワン(捕促できない)」 ?

✕ 荊州雨宿り。

□ 改めて何の話かといえは、

次頁

□ 初：知りうる限り
アイドル高い。
非公開株だから

↓

□ 担：99%は中小
2025は課題くる
世界2位の個人資産

H30年改正特措法40条「承認特例」を用いた寄付

公益団体への非公開株式寄付とみなし譲渡所得非課税承認 成功事例

□ ウォーレン・バフェット (2018) パーティ株 3,800億円 1770万株 B株

→ 非常に高額、大規模

2021年4月

一般財団法人 鎌倉フェローシップ

代表理事 鎌倉淳爾

□ 上場株

✕ 日本では？ 2016年 ホシザキ電機 坂本夫妻が名大・名工大に9万株 日本初

□ 一般特例 → 今回は承認特例(より厳格要件で最速承認)の一例。初。

□ 上場株 → 現金主に

□ 非上場 → PR & CON.

法改正後、全国に“類を見ない”成功事例(当財団調べ)

本ケースは、特措法40条の承認特例を利用し、
公益団体への非上場株式の寄付を成功させた
他に類を見ない“最新事例”である。

時間

- 2018年の租税特別措置法第40条(特措法40条)改正により、みなし譲渡所得の非課税措置のための承認特例の要件が大幅緩和。 □要件はハードに $4+2=6$
- 非公開株式の寄付において、寄付者／相続人／受贈団体に「三方よし」の“解”が用意された。進取の精神に富む元企業オーナーには潜在ニーズ高い。
- 本スキームにより、社会問題を解決するための「公益目的事業」の創設と、自社株問題を解決する「みなし譲渡所得の非課税措置」が同時に実現できる。

□三方よしの構図

©一般財団法人鎌倉フェローシップ

部外秘

3

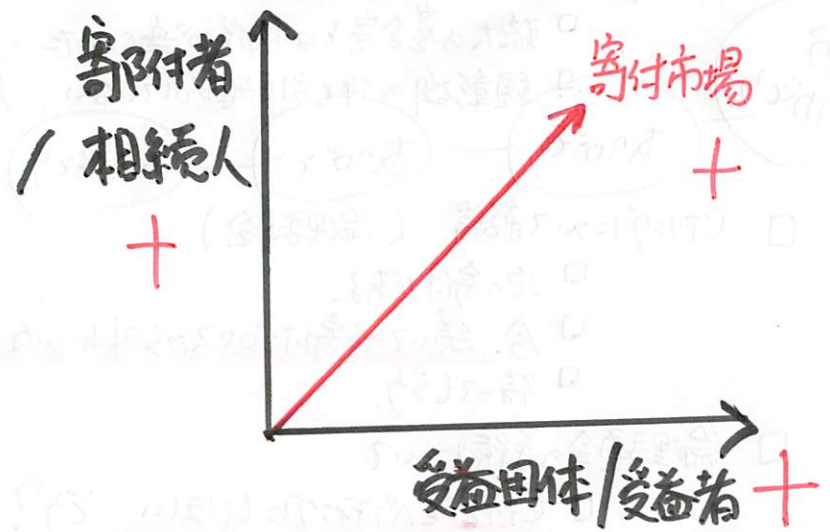
(前半のピク. ことで退金するので、
PSの後半へ入っていく)

2021/5/25 榎本さん 電話メモ

- ① 国立大寄付はやはり - 文科省が詳しい
国立大の子会社とかがいい。
- ② 公団の子会社と云うと税理士が詳しい
作即認可 - ネットで税金一回やるのがいい。お金は理事さんで注入。
- ③ NPO ネットワーク勉強会やってる。その場に審員さん呼び？
金額は約50万円程度は特約で。

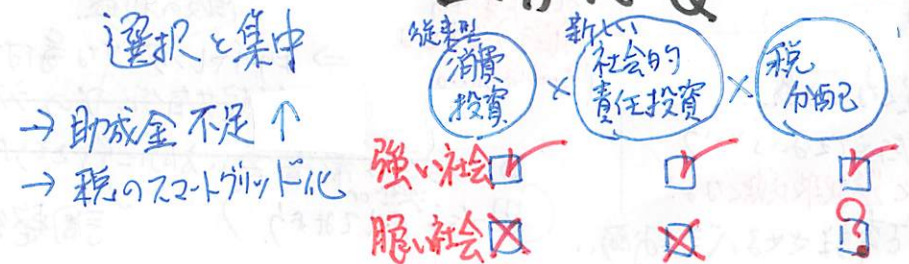
「三方よし」の構図

- ・ 寄附者 → 相続人
- ・ 受益団体 → 社会課題, 受益者
- ・ 市場 → 寄付市場, 金融市場



「未来への投資」インパクト

- ・ 次世代の資産 → 消費, インベション
- ・ 社会課題解決 → SDGs 実現拍車
- ・ 税収 有効活用 → 国家発展



「社会的責任投資」あてはめ

Q 非公開株式の寄付
 みの譲渡所得免税
 ⇒ “三方よし”のフル-477
 に適合する?

Yes! / NO

本日は
経緯

4分
ありか
ありか
ありか

- つい先日知った。連絡がなかった(既に対処したから?)
- 疎大の基金とは関係がなくなった。新しい担当。
- 顕彰碑の件も引き継がれていない。名前

ヒアリングにて経緯 (倫理委員会)

- 次の寄付がある。
- 今、続いてる寄付プロセスから外れてる
- 待つもらう。

倫理委員会の手続について

- ヒアリングをペーシングにしてほしい どの?
- 期間は7月を目途に。(本日の意味は寄付完了)
- 取り下げる理由は今はない。(当面延期する。)

理由について

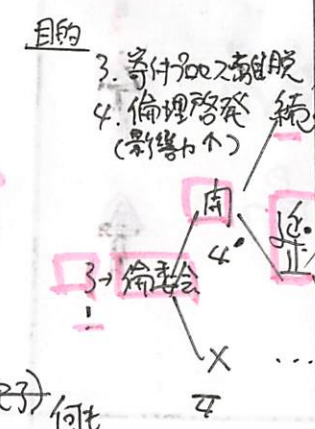
- 隠したいおもしろいあるも目的は成遂げられた(自分なりですが愛と忍耐はしてる)
- 今までのファンドレイザ資格だと、今1つ。JFRA側で活動が出来ないのは何となくはる。
- 何の病気がかかるとか刺激するのよくない。
- 大学チャプターへの影響が大きいと思われ。

大学チャプターについて (別件相談)

- 日本フロンティア見聞の岸本さんに非公開株(先日の絡みで)の話と聞きたいというので話した。(その節は有難うございました)
- 事務局の長谷川さんで話を知らない
- Sと私が友達だといふこと。自分とSが仲良しといふこと。
- 疑う訳ではないが、中情報交流が盛んなのは当然
- Sと東大や山形大の事例をもとに「たからでない」といふことはある。もし疎大と上に行くのは選取股成無くなる!

南にわか
通すつもり

□ 人数の増えた大学チャプター内の情報共有にPAを常駐させるべき。お願い。



非公開株式の寄付について

- 岸本さんは鈴木さんにも関心を持って居る。
- 但し、直ぐにはやらないと思う。自分の財団で受け入れない
- 全国の受入団体では前例がない状態が続く。もし東大や山形大があるのは疎大が断っていたら終了に付いた案件。
- 魂を捧げて納めさせる。一方で大学チャプターへの結束力や良い方向へ向けさせるための仕組みが必要。PAが向いてる。(カダで裁判の例)
- 税負担... いろいろと制度的にはうまくできていて、リスク処理(回避やテリ)という点で寄付者側と受入側は利益相反の関係にある。個人のファンドレイザや職員と寄付者側(ファンドレイザ、アドバイザー)は敵対関係が可能な性。あるいは自見を、壁にPAはぶら下がり、それを乗り越えたい。寄付に批判的時代にはならない。

結論

- 今回の根拠にもある。物凄く腐敗が起きる。熱量が高く。スーッとお金が石ころたへてほしい。個人の困り以外にはあるか。
- このままSに任せると、ヒアリングで採択したくない。
- 大学チャプター内の情報共有に行き過ぎるなら? できればいろいろ仕組みをとりこんでほしい。額やプロセス、推定
- 目的は非公開株式寄付の発展でもある。今後とも真摯に

岸本さんとの電話 (アレンX)

岸本さんよりはPAが重要。よろしく。

最高の寄付体験 (Yes and No)

富裕層 + P.A. X 受入団体 (情報共有)

人との内題
デジタル業界の
銀行の借金とは
どうなる...

相対的利益

⇒ よりフレキシブルな寄付を生み出し、(事務的) 情報共有システムのシステム化に注意

今回は新築をい方向に行きつた。
(困つたら目をつけて) 調整役は重要

□ スライドのページ

株式寄付者が持つ本当の悩み、 本当の望みを叶える唯一無二の方法

- ・ 企業オーナーにとって、人生をかけて築いてきた財産である事業の承継や自社株の問題は根深い

晩年の悩み（経営者Xの話）

「物事は始めるよりもキチンと終わらせるのが難しい」

→ 事業を売るにしても簡単でない。そこに自分一人だけでなく、多くの利害関係者が絡んでいる。

どんなに周到に準備しても…（経営者Yの相続人の話）

「父は56歳から96歳まで毎年108万円ずつ自社株を子に贈与した。」

「しかし、国税から追徴課税の危機。亡くなった父の40年余りの努力も虚しい」

- 世を去る企業オーナーと国税とのせめぎ合いは、いよいよその激しさを増していく。
- 本当の望みは、国税との仁義なき戦いに備えることでなく、人生の幕引きをよくすること。

「遺される者には、負担や迷惑をかけたくない」

「(商人らしく)三方よしの世界にして逝きたい」

➔ 寄贈寄附, 寄付が叶えること

私の結論 “生きているうちにやること！”

©一般財団法人鎌倉フェロウシップ

部外秘

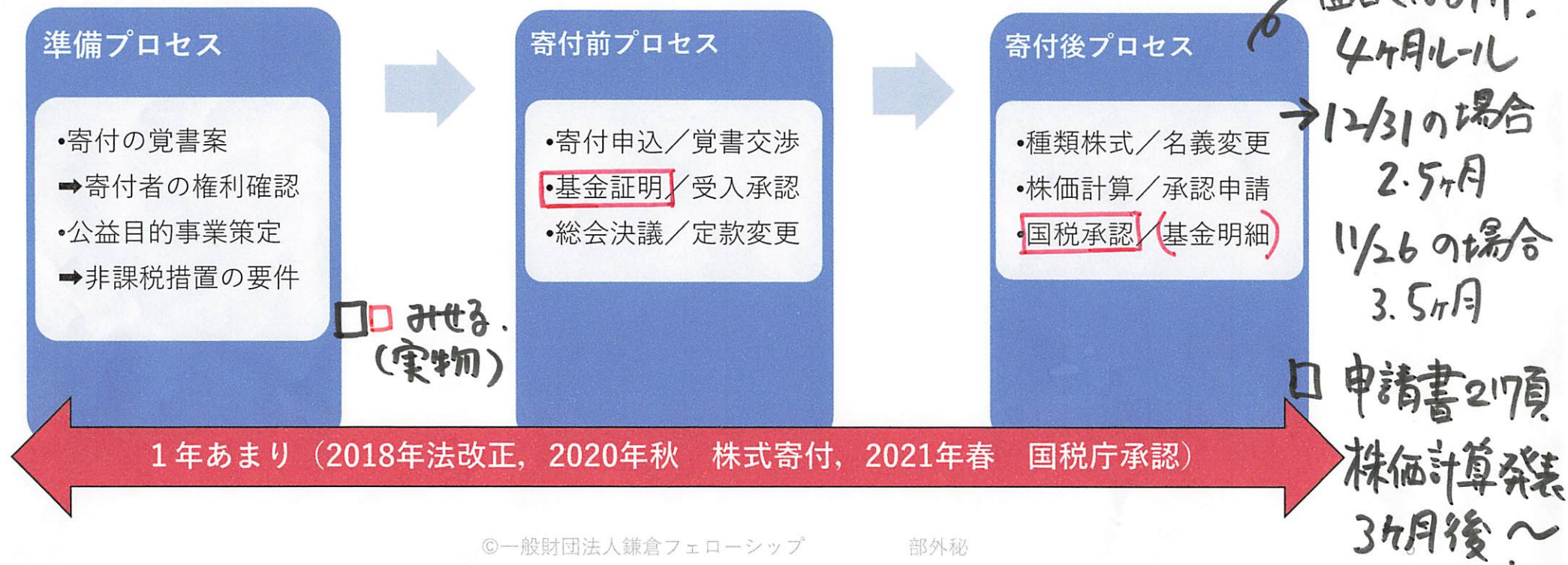
□ 死んでからだと10ヶ月以内
で死後佳の代行⁴になる。

→ 寄付者中心主刃も困管佳に

□ 1年分かつ、大パート3つ。(半年にまで縮められる3行字はある)

全フロー俯瞰【株式寄付パート】

- 非上場株式の寄付により，2つの社会課題を**同時解決**へ
→ 受贈団体が取組む社会課題の解決，寄付者の相続問題の解決



全プロセス俯瞰と所要年月【助走期間】

実は本件には、10年余りの助走があった。

- 事業承継の問題
- 自社株の相続問題

生きているうちに問題解決の努力をしていくと、株式寄付という選択肢に至る。

そして、どの株式寄付のケースであっても、突き詰めていくと共通の結論に。それは、

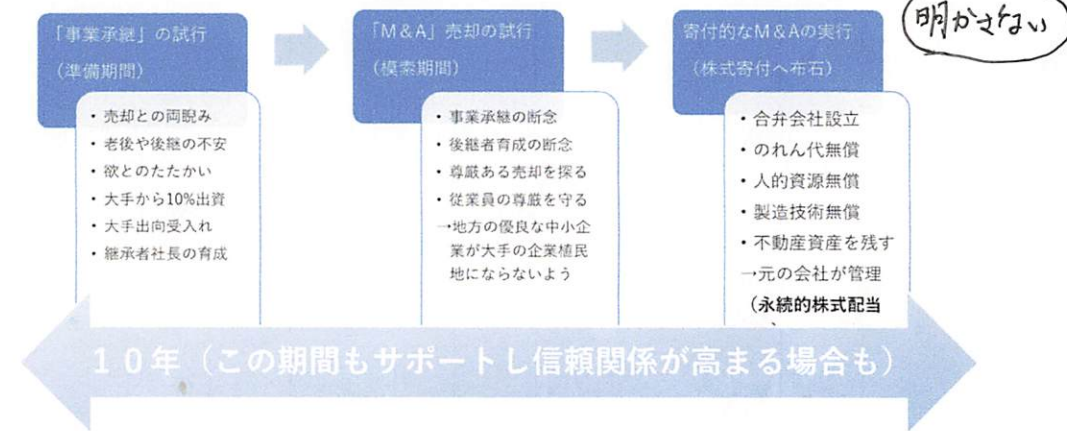
□ 寄付できる株式をつくること

→つまり、“永続的な配当”の担保。

ここだけで、

永続的な配当が期待できる株式ならば、上場株か非上場株かに全く左右されず、寄附資産としての大きな魅力を持つ。

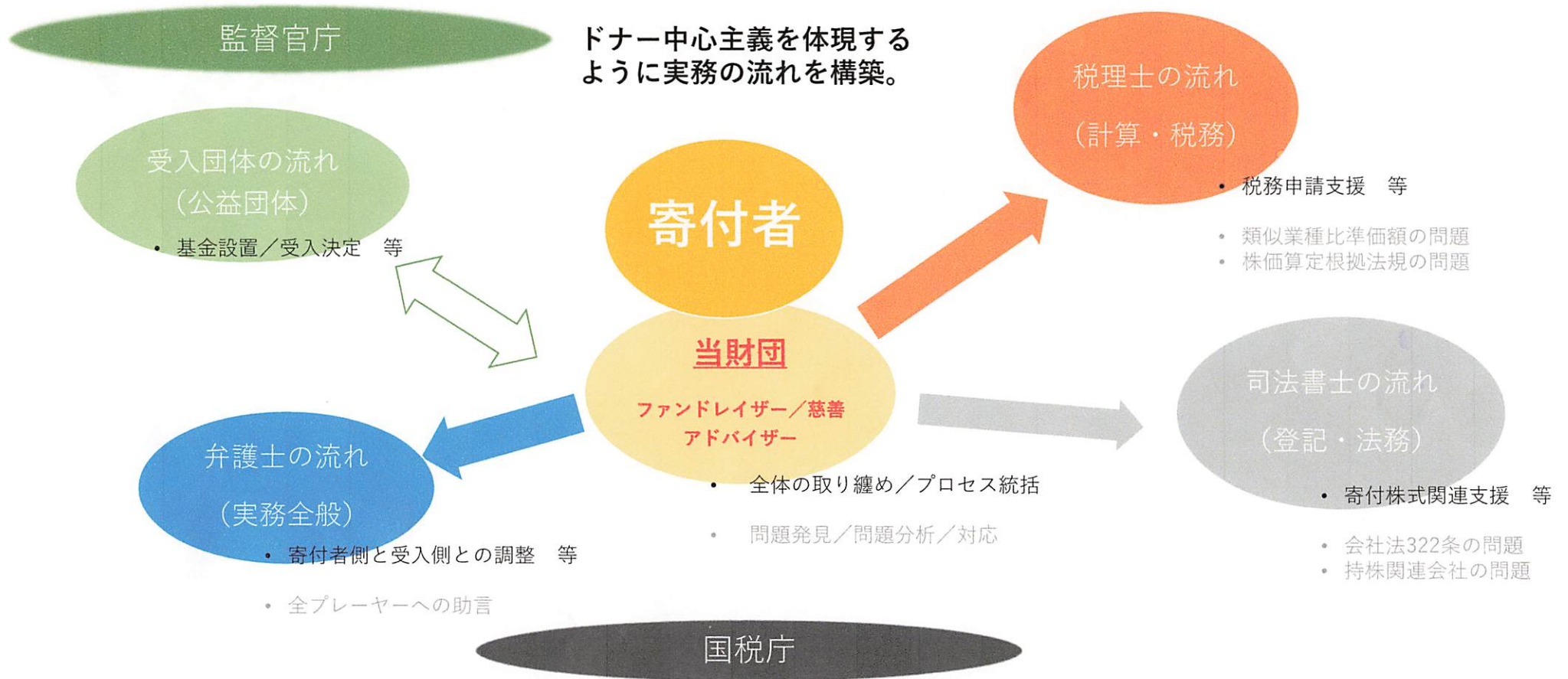
- 年商30億の地方製造業が売上4000億の東証一部企業グループへ



→M&Aの経緯の詳細については、別途の『私のM&A』(当財団編)を参照とし割愛。

非公開株式寄付と承認特例実現のための実務の流れ (フォーメーション)

シンプルでいいよ



寄付成功のための重要ポイント

寄付前(寄付日まで)

- 公益目的事業の実施要領と寄附者の意向を最大限に汲んだ覚書案を作成
- 公益団体の担当者の理解度やモチベーション次第で時間を消耗する。
- 寄付者と受益団体との間の調整役として弁護士を入れると、非常にスムーズ。

寄付後(申請締切まで)

- 司法書士、税理士による基礎資料、申請書類の作成がメインになる。
- 同時に受益団体への資料請求が必要な場面も必ずある。
- 前例がないため、押し並べてスケジューリングの見通しが甘くなった。
- 非公開株式の株式評価額の算定方法については、確認が必要。

→ 寄付においては、「寄付日」の理解が重要。

ボトルネックになった（なりうる）要素

公益団体側で、受入れの基金（証明書／明細書の発行）が設置されていない。

承認特例の承認要件である公益目的事業の実施要領を新たに創る必要がある。

→ 公益団体側との努力による前進が必要

寄附する資産が市場で取引できない非公開（非上場）株式。

→ 寄付者側との努力によりプルーデンスの確保が必要

自社株、2025年問題等を前に、資産家らが正しい情報を直ぐに得にくい社会構造。

→ フィランソロピー専門のプラットフォームの発展が必要

→ 特措法40条や承認特例の適用要件を満たすには、上記要素をクリアしておく必要がある。

∴ 株式寄付を検討する際には、現状分析や工程設計を統括できるアドバイザーが不可欠

鈴木、鶴尾、私
と

□この機会に敢
えて言ひ、非公開
株式の受入スキム
にチームとして協力
させてもらえませんか？
というご提案です。
→ みらいファンド

□ 読むだけでOK.

【経験を通じて】株式寄付の成功のために大切なこと

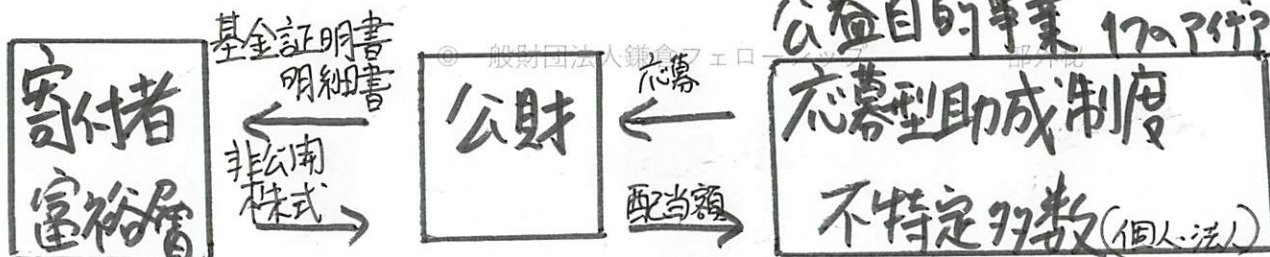
- 寄付者の全幅の信頼を得たファンドレイザー, フィランソロピーアドバイザーの存在。
- 受入側には, 不安を和らげ, 創造的に新しい寄付の可能性を説く。
- 「三方よし」の結果を引き寄せる, 信頼関係やムード作りこそが肝心。
- 寄付者の税法上のメリットだけでなく, 社会を良くする慈善の心を大事に。

さいごに

結局フィランソロピーの魂に拠ることで, 未来への投資を実現できる。

それは綺麗ごとではなく, 一つの確かなソリューション。

□ 今の
お土産に
ご提案
提案



□ ニ清聴ありかとう